

平成25年1月29日

第2458号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 秋田港港湾計画の変更の概要（30・港湾空港課）…………… 1
- 建設業の許可の取消し（31・秋田地域振興局総務企画部）…………… 2
- 道路区域の変更（32・平鹿地域振興局建設部）…………… 2

公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 2

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（1）…………… 3
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（2）…………… 3

告 示

秋田県告示第30号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、秋田港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成25年1月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 秋田港港湾計画の変更の概要

(1) 危険物取扱施設計画

地区名	施設名	施設諸元	備考
飯島地区	ドルフィン	水深 5.5メートル	新規（1バース（専用））
	危険物取扱施設用地	面積 4ヘクタール	新規

(2) 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
飯島地区	10	埠頭用地
	33	港湾関連用地
	9	交流厚生用地
	24	工業用地
	4	危険物取扱施設用地
	6	交通機能用地
	31	緑地

(3) 港湾の効率的な運営に関する事項

外港地区外港埠頭のコンテナ貨物の取扱いにおいて、効率的な運営体制の確立に取り組む。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

- (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部港湾空港課
 (2) 秋田市土崎港西一丁目7番1号 建設部秋田港湾事務所

秋田県告示第31号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成25年1月21日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社三共建設
秋田市新屋勝平台12番3号
代表取締役 鈴 木 勉
秋田県知事許可（般-22）第11220号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年1月16日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年1月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	大曲横手線	横手市上境字大上境212番1地先から睦成字久保目66番地先まで	8.70~16.80	1.646
	新	大曲横手線	〃	13.20~23.00	1.646

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成25年1月29日から同年2月12日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、仙北郡六郷町土地改良区から次のとおり役員の内任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名
- | | |
|-------------------|-----------|
| 仙北郡美郷町六郷字南谷地77番地2 | 鈴 木 博 則 |
| 〃 〃 〃 字荒町37番地 | 佐々木 正 |
| 〃 〃 〃 字本道町63番地 | 矢 川 哲 雄 |
| 〃 〃 〃 字根子荒田7番地 | 高 橋 智 |
| 〃 〃 〃 字南谷地144番地 | 中 野 龍 太 郎 |
| 〃 〃 〃 字葭原24番地 | 中 野 均 |
| 〃 〃 〃 字大町70番地4 | 中 嶋 慶 治 |

仙北郡美郷町上深井字老形155番地	佐藤忠夫
大仙市下深井字新百年6番地2	伊藤光雄
仙北郡美郷町鑓田字上二ツ石225番地	高橋忠美
2 就任理事の住所及び氏名	
仙北郡美郷町上深井字老形155番地	佐藤忠夫
〃 〃 六郷字南谷地144番地	中野龍太郎
大仙市下深井字新百年6番地2	伊藤光雄
仙北郡美郷町六郷字高田2番地2	高橋秀雄
〃 〃 〃 字葭原24番地	中野均
〃 〃 〃 字荒町37番地	佐々木正
〃 〃 〃 字大町70番地4	中嶋慶治
3 退任監事の住所及び氏名	
仙北郡美郷町六郷字田岡126番地	加藤民昭
〃 〃 〃 字荒町36番地	佐々木定廣
大仙市下深井字中谷内82番地3	栗津隆
4 就任監事の住所及び氏名	
仙北郡美郷町六郷字田岡126番地	加藤民昭
〃 〃 〃 字荒町36番地	佐々木定廣
大仙市下深井字中谷内82番地3	栗津隆

選挙管理委員会告示

秋選管告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成25年1月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

50分の1の数 18,240

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

218,660

秋選管告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成25年1月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

秋田市	89,088
能代市山本郡	25,729
横手市	27,682
大館市	22,015
男鹿市	9,297
湯沢市雄勝郡	19,953
鹿角市鹿角郡	11,362
由利本荘市	23,639
潟上市	9,562
大仙市仙北郡	31,224
北秋田市北秋田郡	11,182
にかほ市	7,544

仙北市 8,365
南秋田郡 7,347

正 誤

平成24年11月30日(号外第1号)掲載の秋選管告示第84号(政治団体の収支に関する報告書)
(原稿誤り)

65ページ中、「オ その他収入の内訳(1件10万円以上のもの)」の表について
「社会民主党秋田県連合」の事務受託費の金額「192,000」は「1,920,000」の誤り。

66ページ中、「政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳」の表について
「県議会議員平山晴彦県政報告会」の記載(5か所)は各々「とがし博之氏を激励する会」の誤り。

70ページ中、「イ 事業収入の内訳」の表について
「安藤豊後援会」後援会正副支部長会議会費の金額「46,000」は「56,000」の誤り。

76ページ中、「カ 資産等の内訳」のうち「(ウ)借入金」の表末に

ふ る さ と 大 館 新 生 の 会	近江屋 信 広	1,500,000
---------------------	---------	-----------

を加える。